

中部電力による新規制基準適合性審査への捏造データ提出が発覚したことに関する浜岡原発訴訟原告弁護団声明

令和8年1月13日

浜岡原発運転終了・廃止等請求訴訟弁護団団長 鈴木 敏弘

声明文

中部電力の基準地震動データ捏造が発覚したことにより、原子力規制委員会における審査は不誠実な原子力事業者に対しては無力であることが露呈した。

仮に審査が当初段階からやり直されたとしても、原子力事業者が作成し提出したデータに依拠した審査では原子力発電所の真の安全性は判断しえないのである。制度的欠陥を内包する審査に合格したとして浜岡原子力発電所の運転が再開されたとき、南海トラフの超巨大地震が発生し、重要な施設に地震動や津波による甚大な被害が発生すれば、福島第一原発事故を遙かに上回る想像を絶する被害が、静岡県のみならず首都圏にも広く及ぶこととなるであろう。

今回、この事実が判明したことにより、静岡県民360万人、首都圏3000万人の生命、身体そして財産の安全を図れるのは、公正中立な立場から国民の権利を擁護できる唯一の存在である司法、その具現者である裁判所、裁判官だけであることもはっきりとした。まさに三権分立の一翼を担う司法の鼎の軽重が問われる時が到来したのである。

また、この重大な不正の発覚は、浜岡原発運転差し止め訴訟の帰趨にも強い牽連性を有しており、法理論的にみて、本件訴訟の終結、原告の請求認容という結論に至らざるを得ないものである。本件訴訟における争点の基準地震動についての被告が主張し提出されていた証拠も、原子力規制委員会に提出されたものと同一であるところ、これが捏造という極めて悪質性の高い不正によって作出されたものであることが明らかになったのである。関連論点に関する従来の被告主張も不正であることが明らかになったものと同視され、その撤回および修正を余儀無くされるところである。だが、これを許すことは既に提訴以来15年を経過した本件訴訟につき、著しい訴訟手続の遅滞を招くことは極めて明確であり、かつこの事態は被告自身の不正によって招かれたものであることからすれば、裁判所は民事訴訟法が定めるとおり、時機に後れた攻撃防御方法であるとして被告の主張の修正を許すこと無く直ちに結審すべきこととなるからである。

すなわち、原告の本件浜岡原発の安全性が確保されていないとの主張に対し、被告は今後有効な反論をなしえないのである。そうであれば、被告の敗訴が免れないことが法的帰結となる。

よって、裁判所は、三権分立の一翼を担う司法において、本件不正データ提出事件によって同時に発覚した、重大な裁判上の不正主張を看過することなく、「浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運転してはならない」という判決を下し、もって静岡県民、日本国民の身体および財産の安全を確保すべきである。

当弁護団は、以上のとおりの意見をここに表明する。

声明の理由

皆さんは覚えておられるでしょうか。2011年3月の福島第一原発事故後、日本で唯一、超法規的措置で運転が停止された原子力発電所があったことを。それが浜岡原子力発電所でした。

その理由を覚えておられるでしょうか。それは、プレート境界型巨大地震（当時は東海地震を想定）の地震想定域の真上に位置するという立地条件から、世界で最も危険な原発と言われていたからです。そして、それが首都圏、中京圏の真ん中に位置し、万一の事故が起きれば、日本が立ち直れないほどのダメージを受けることが予想されたからです。それから15年の時が経過しました。その事情に変化はあるでしょうか。ありません。逆に、南海トラフの超巨大地震が問題となり、地震動、津波想定も当時よりも格段に厳しいものとなりました。

今回発覚した基準地震動データの捏造は、この厳しい自然条件に対し、設計が古い浜岡原発が耐えられるものではないことを浮き彫りにさせたものです。基準地震動は、耐震設計の基本です。基準地震動が大きくなれば、耐震設計が耐えられない。そのシンプルな事実以外に考え得る理由はありません。

もう一つ、あまり知られていなかった、極めて大きな問題も明るみにでました。立地自治体の住民や首長などから必ず語られる言葉に「安全が確保されれば…」があります。国民のみならず、首相を含め行政の要職にある者たちが原子力発電所の安全性を担保するものとして信頼を寄せていたのは、原子力規制委員会による審査でした。しかし、今回の捏造発覚とその過程は、その審査が実はザルであったことをハッキリと証明するものとなったのです。私たち弁護団はかねてより警告していました。そもそも、原子力規制委員会の審査の仕組みは、極めて受動的なものです。申請者である電力会社が提出した資料を、少数の委員が検討し、疑問があれば資料の追加提出を求め、それに基づいて判断するというものであり、原データを元にその資料の真偽を確認していく、あるいは自ら調査を行って真実を認定していくという作業が行われるものではありません。したがって、原データを改ざんして捏造データを提出しても、原則的には原子力規制委員会にはそれを見抜く術はありません。原子力規制委員会による審査とは、実は、申請者=事業者が不正をしないという性善説に立ってのみ成り立つ制度なのです。だからこそ、今回の不正発覚も、原子力規制委員会の審査ではなく、外部通報によって初めて明らかになったのです。当該項目の審査は、通報の5ヵ月も前に終了し、審査済みとされていました。

今回の不正に原子力規制委員会が激怒しているのは、その根本的な制度的欠陥を熟知した原子力事業者によって、故意になされたものであり、過去の審査および将来の審査への信頼性を大元から揺るがすものであったからです。

そして、中部電力の原子力規制委員会の審査への不誠実な態度は本件に止まるものではありません。平成27年1月に原子力規制委員会に提出された4号機の設置変更許可申請書には、敷地内断層はH-1～H-5断層が5本としていたところ、同年6月に提出された

3号機の設置変更許可申請書ではH-1～H-9の9本とされたのです。僅か5ヶ月間でほぼ倍増です。

この不可解な事態が令和3年4月8日の衆議院原子力問題調査特別委員会で明らかにされ、当時の原子力規制委員会更田委員長は、「当初申請における出し方が、ある意味、道義に対してどうであるかというのが、極端な場合は疑われるんだろうと思っております」と答弁しました。当時この問題は報道されることはありませんでしたが、原子力規制委員会更田委員長がここまで強く非難したほどの不誠実な中部電力の態度への疑念は、本件発覚を予知させるものでした。中部電力の申請には、重大な捏造などの不正が潜んでいることを示唆する兆候だったのです。

このような中部電力の来歴からすれば、中部電力社長が自ら「原子力事業者としての適格性を疑われる」との言葉は、まさに今回の不正発覚が中部電力の体質そのものに根ざしているものであったことを自認したものと見做すべきでしょう。

さて、この重大な不正の発覚は、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査のみならず、平成23年の訴訟提起以来15年の審理が続けられてきた浜岡原発の運転差し止めを求める訴訟にも極めて大きな影響を与えるものです。本件訴訟の最大のテーマは、「浜岡原発が予想される南海トラフの超巨大地震に耐えられるか」というものである以上、予測される地震動に対する原発の耐震性は最も重要な争点の一つであり、その耐震性は基準となる地震動があって初めて計れるものだからです。

また、この問題は、地震動に対する原子炉建屋などの主要建物の健全性の問題に止まりません。浜岡原発には、南海トラフ地震が発生時、巨大津波が襲来するであろうことに争いはないところ、これに対する対策として巨大な防波壁が設けられていますが、当然この防波壁にも十分な耐震性が求められるところ、この耐震性も基準地震動を基に計られるものです。さらに、原発の安全に死活的な関係を有する冷却水の取水方式につき、全国の原発の中で浜岡原発のみが沖合に設けた取水塔より取水する方式を取っていますが、この取水塔の耐震性が十分であるかも基準地震動により計られていることを、つい直近（令和7年11月）提出書面で中部電力は明らかにしています。

すなわち、本件訴訟の15年間に及ぶ審理における浜岡原発の安全性に関する被告主張の大半が、今回の不正発覚により、捏造データを根拠とした不実の主張であったことになり、撤回を余儀なくされることになります。すなわち、原子力規制委員会の審理のみならず、本件訴訟もその最初からやり直すことが必然となったのです。これは、憲法上保障されている、国民の裁判を受ける権利の重大な侵害とも言えます。

しかしながら、民事訴訟法は、このような事態に対し、民事訴訟法157条1項に、「当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防衛の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。」との規定を設けています。本件はまさにこの事態であり、臆することなく本件審理を終結し、「浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運

転してはならない」という原告らの請求を認容すべきなのです。

以上